

報道関係各位

令和2年4月16日
佐倉市 総務部 行政管理課**【訂正】新型コロナウイルス感染拡大防止のための業務見直しと
職場における取組みについて****(趣旨)**

佐倉市役所では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市役所の業務について見直しを行うとともに、職場の執務体制に関する取組みを行いました。

(概要)

①市役所業務の見直し

- (1) 出張所（志津出張所以外）、派出所、市民サービスセンター：閉所（4月17日～）
※ミレニアムセンター内のパスポートセンターは開所いたします。
※志津出張所：業務を縮小し、開所いたします。
※市役所市民課・志津出張所における日曜開庁（第2・第4日曜日）は、引き続き実施いたします。
【お問い合わせ先】市民部市民課 TEL043-484-6122
- (2) 市民の声（秘書課）：本庁1号館1階窓口は、閉鎖（4月17日～）
※電話、メール、FAXによる要望等の受付業務は、今までどおり受付いたします。
【お問い合わせ先】企画政策部秘書課 TEL043-484-6100
- (3) 市政資料室（行政管理課）：閉鎖（4月20日～）
【お問い合わせ先】総務部行政管理課 TEL043-484-6288
- (4) 南部保健センター、西部保健センター：閉所（4月17日～）
※子育て世代包括支援センター業務は、健康管理センターに集約いたします。
【お問い合わせ先】健康こども部健康増進課 TEL043-485-6711
- (5) 保育園：休園（4月20日～）
※特別保育（特別な事情のある方のお子様を対象とした保育）は、受け付けいたします。
【お問い合わせ先】健康こども部子育て支援課 TEL043-484-6245
- (6) 学童保育所：休所（4月20日～）
※特別保育（特別な事情のある方のお子様を対象とした保育）は、受け付けいたします。
【お問い合わせ先】健康こども部子育て支援課 TEL043-484-6139

下線部分が修正箇所です。

②職場の執務体制に関する取組み

(1) 時差通勤

- ・ 1日の勤務時間を変えずに、勤務の開始時間を分散させます。

(2) 週休日の振替の推奨

- ・ 1週間の勤務時間（38時間45分）を変えずに週休日を変更します。

(3) 分散勤務（サテライトオフィス、臨時勤務場所の設置）

- ・ 休館中の4公民館（中央、弥富、根郷、志津）にサテライトオフィスを設置し、職員が移動して業務を行います。
- ・ 本庁舎に通常使用している執務室以外に臨時勤務場所を設けて業務を行います。

(4) 在宅勤務

(5) 特別休暇等の取得促進

【お問い合わせ先】総務部人事課 TEL043-484-6210

この情報提供は、各社にファクス送信しました。[送付枚数 ____ 枚（本票含む）]

【送信元】佐倉市役所 企画政策部 広報課 TEL : 043-484-6101 / FAX : 043-486-8720